

豊田工業高等専門学校情報公開取扱要項

制 定 平成13年 4月1日

全部改正 平成19年 1月9日

最終改正 平成30年10月2日

(趣旨)

第1条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（平成19年高専機構規則第70号。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(受付)

第2条 本校が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務課総務企画係（以下「情報公開窓口」という。）において受け付けるものとする。

(開示等の検討)

第3条 校長は、法人文書の開示・不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たっては、当該文書を保有する豊田工業高等専門学校法人文書管理要項第3条第3項に規定する文書管理者に意見を求めるとともに、必要に応じて、豊田工業高等専門学校総務会議に意見を求めるものとする。

(開示の実施)

第4条 法人文書の開示は、原則として情報公開窓口において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合には、当該法人文書を保有する場所において実施できるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成３０年１０月２日から施行する。